

事務連絡
令和2年4月10日

西宮市指定居宅介護支援事業者
西宮市指定介護予防支援事業者 各位

西宮市法人指導課長
西宮市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いについて

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市の新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いにつきまして、「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いについて」（令和2年3月3日付法人指導課ほか連名事務連絡）等によりお示ししているところですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、取り扱いを下記の通りとします。

記

1. モニタリングの実施について

感染拡大防止の観点から、「利用者の意向を確認し、確認の結果を記録した上で、居宅での面接に代えて、電話等の手段によりモニタリングを実施することも可能」としていましたが、今後は「可能な限り居宅での面接に代えて、電話等の手段によりモニタリングを実施すること」とします。なお、この場合は居宅介護支援費の減額を行わないことを可能とします。

ただし、居宅での面接が必要であると判断した場合はこの限りではありません。

2. サービス担当者会議について

感染拡大防止の観点から、「利用者の意向を確認し、確認の結果を記録した上で、居宅での開催に代えて、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることも可能」としていましたが、今後は、「可能な限り居宅での開催に代えて、サービス担当者に対する照会等により意見を求めること」とします。なお、この場合は居宅介護支援費の減額を行わないことを可能とします。

ただし、居宅での開催が必要であると判断した場合はこの限りではありません。

3. 居宅サービス計画(ケアプラン)の変更について

感染リスクを下げるため、通所系サービスの代替サービスとして訪問系サービスを提供する場合や通所系サービス事業所の従業者が居宅を訪問してサービス提供する場合に

において、居宅サービス計画を変更する必要があります。

ただし、居宅サービス計画の変更に係る一連の業務（サービス担当者会議、利用者等への説明・同意・交付等）については、緊急的なサービス利用等のやむを得ない場合として、事後的に実施しても差し支えないものとします。

また、一連の業務が前後又は遅滞したとしても、直ちに居宅介護支援費の減算を適用するものではありませんが、利用者の状況等を踏まえて、速やかに行ってください。

4. 期間

緊急事態宣言が解除されるまで

以上

【問い合わせ先】

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3082

西宮市 介護保険課

電話：0798-35-3048